

がんばりすと応援事業補助金 (起業支援)

市内で新たに本市の特色を生かした事業を始められる方を支援します。

○補助対象事業 (例) 宿泊施設開業 ・ カフェ開業 ・ サロン開業
キャンプ場開設 ・ 水産加工業開業 など

○補助対象となる経費

施設整備費、販路を拡大するための活動、
購入型のクラウドファンディングの手数料など

施設整備

- ・ 事業所の新築・増改築
- ・ 備品・什器の購入

販路拡大

- ・ 委託料(パンフレット・プロモーション動画作成・WEBページ作成等)

対象経費の1/2

上限100万円

※備品・什器等は事業目的を達成するため必須のもの。汎用性が高いもの(例 自動車、パソコン、カメラ 等)、消耗品等は対象外です。

わからない点は
相談してぼー♪



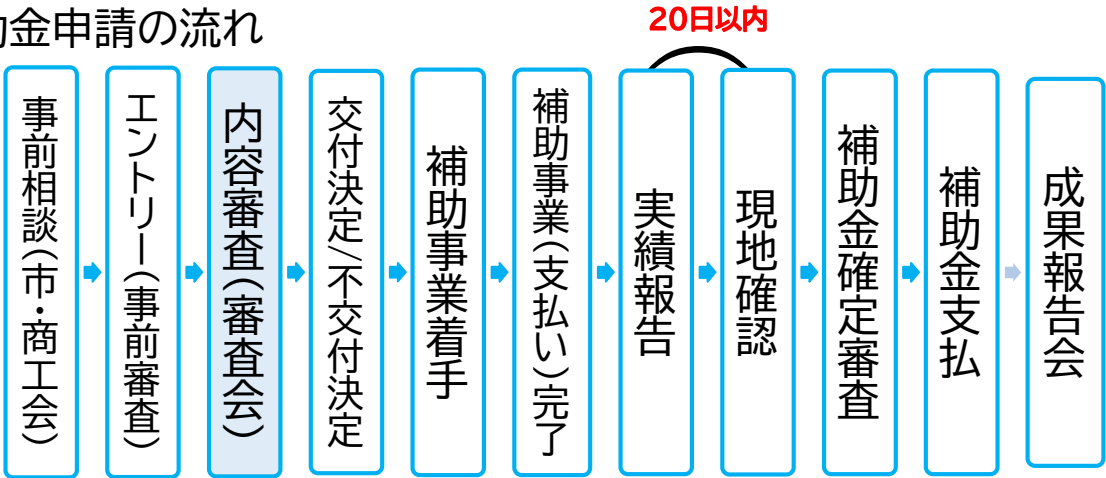
注意

必ず着手前に補助金の申請をしてください。
着手後に申請された場合、補助金の交付はできません。
補助申請には、次の要件を全て満たす必要があります。

対象者

- ☐ 新規創業者又は市内に事業を実施する拠点を置く中小企業者
- ☐ 本市の特色を生かした事業を起業する者
- ☐ 納期限の到来した市税を滞納していない者
- ☐ 各種法律、政令、省令その他の関係法令を遵守している者
- ☐ 大企業者の出資率が2分の1未満である者
- ☐ 江田島市商工会が実施する創業塾又はその他の団体が実施する特定創業支援等事業を受講した者
- ☐ 江田島市商工会に加入している者又は加入することが確実に見込まれる者
- ☐ 5年以上継続して江田島市商工会の経営指導を受け、事業を実施する者
- ☐ 補助事業の成果について、成果発表会を実施し、及び市が作成する広報物、市公式ウェブサイト等で公開することに同意する者

補助金申請の流れ



- ※着手後に事業内容に変更などがある場合は、変更申請が必要です。
- ※支援対象事業の完了期限は、原則として、申請年度の3月10日までです。
- ※不交付決定の場合でも、次回審査会への再チャレンジが可能です。

申請に必要な書類 **必ず着手前に補助金の申請をしてください。**
着手の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書(様式第1号)	・市HPからもダウンロードできます。
2	事業計画書(様式第2号)	・市HPからもダウンロードできます。
3	補助対象事業に係る見積書、設計図及び現況写真、位置図	
4	決算書	・法人の場合のみ。直近のものとする。
5	納期限の到来した市税の滞納のない証明書	・新たに起業した者は、代表者個人のもの。 ・転入した者は、前住所地のもの。
6	事業継続等誓約書(様式第3号)	・市HPからもダウンロードできます。
7	住民票の写し 登記事項証明書	・個人の場合のみ。 ・法人の場合のみ。
	いずれか	
8	特定創業支援事業受講者証	・商工会又は市が発行。
9	工事施工同意書(様式第4号)	・申請者と工事を施工する物件の所有者が別の 場合のみ。
10	開業届の写し※ 法人設立届出書の写し※	・個人の場合のみ。 ・法人の場合のみ。
	いずれか	

※については、実績報告時に提出でも可。